

## 京都市上下水道局工事等検査要綱

制定	平成14年4月 1日
改正	平成15年3月31日
	平成16年4月 1日
	平成21年4月 1日
	平成22年4月 1日
	平成29年4月 1日
	令和4年10月 1日
	令和7年 4月 1日

### (趣 旨)

第1条 京都市上下水道局契約規程（以下「規程」という。）第40条の規定に基づき、上下水道局が発注する請負工事、業務委託、修理、点検整備、清掃等（以下これらを「工事等」という。）の適正な施行を確認するため、必要な事項を定める。

### (定 義)

- 第2条 この要綱において「検査担当課長」とは、技術監理室監理課監理検査担当課長をいう。ただし、検査担当課長が第3項に規定する工事等担当課長である場合は、技術監理室長が指定する者をいう。
- 2 この要綱において「検査員」とは、検査担当課長が指定する者をいう。
- 3 この要綱において「工事等担当課長」とは、京都市上下水道局請負工事監督要綱（以下「監督要綱」という。）第2条第1項に規定する課、場又は所の長をいう。

### (検査の種類及び時期)

第3条 検査の種類及び時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 完成（完了）検査 工事等が完成（完了）したときに行う。
- (2) 一部完成（完了）検査 工事等の完成（完了）に先立って、引渡しを受けることを指定した部分の工事等が完成（完了）したときに行う。
- (3) 部 分 検 査 工事等の完成（完了）前に、既済部分に応じて工事等の代金の一部を支払うときに行う。
- (4) 確 認 検 査 工事等の施行途中において、必要があるときに行う。

### (検査の依頼)

第4条 検査の実施については、工事等担当課長が検査担当課長に、検査依頼書（第1号様式）により依頼するものとする。

### (検査員の指名)

第5条 検査担当課長は、検査員指名書（第2号様式）により、工事等の検査ごとに担当の検査員を指名するものとする。

### (検査の基準)

第6条 検査は基準等に基づいて適正に行わなければならない。

2 検査に必要な基準等は、別に定める。

(検査実施の通知)

第7条 検査担当課長は、工事等担当課長から第4条に規定する検査の依頼を受けたときは、協議のうえ検査の期日及び検査員の氏名その他検査に必要な事項を、検査日及び検査員通知書(第3号様式)により、工事等担当課長に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた工事等担当課長は、各工事等の仕様書の規定に基づき、受注者に検査日を書面により通知しなければならない。

(検査の立会い)

第8条 検査担当課長は、検査員が検査を実施するに当たり、監督要綱第2条第2項に規定する監督員を立ち会わせるものとする。ただし、書類検査のみの場合で、検査担当課長が、監督員の立会いを不要と判断したときを除く。

(検査の中止)

第9条 検査員は、適正な検査を実施できないと認める場合は、検査を中止し、直ちに検査担当課長に報告しなければならない。

(破壊等の検査)

第10条 検査員は、検査を実施するに当たり必要があると認められる場合は、その理由を受注者に書面により通知し、その必要な最小限度において破壊等の方法を用いて検査することができる。この場合において、取壊した部分の復旧は、検査担当課長が期限を指定して受注者の負担により行わせなければならない。

(検査の結果報告及び通知)

第11条 検査員は、検査を終了したときは、京都市上下水道局工事成績評定要領に基づく工事成績の評定を添えて、検査報告書(第4号様式)により検査担当課長に検査の内容を報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた検査担当課長は、報告の内容を確認のうえ、工事成績の評定を添えて、検査結果報告書(第5号様式)により工事等担当課長に検査の結果を報告しなければならない。

3 工事等担当課長は、工事請負契約書又は業務委託契約書に基づく契約の場合については、工事請負契約約款第34条第2項又は業務委託契約約款第37条第2項の規定に基づき、検査の結果を検査結果通知書(第6号様式)により受注者に通知しなければならない。工事請負契約書又は業務委託契約書に基づく契約以外の場合については、この限りではない。

(手続等の省略)

第12条 規程第33条第1項第1号の規定に基づき契約書の作成が省略される工事契約及び同項第2号の規定に基づき単価契約により締結された工事契約については、本要綱の適用を除外することができる。

(帳票)

第13条 この要綱に基づく帳票の様式は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

第1号様式（第4条関連）

## 検査依頼書

年　月　日

技術監理室監理課監理検査担当課長 様

（担当： ）

下記について、調査した結果、設計図書（仕様書等）と相違はなく、また、提出された図書類にも不備はありませんので、京都市上下水道局工事等検査要綱第4条に基づき、検査（検収）を依頼します。

記

工事名（委託業務名）

工事場所（委託場所）

検査の種類

契約年月日 年　月　日

契約番号 第 一 号

受注者名

請負代金額（委託料） 金 円

今回出来高額 金 円

今回前払金振替額 ※ 金 円

今回支払額 金 円

工期（委託期間） 自 年 月 日  
至 年 月 日

※ 工事請負契約約款及び業務委託契約約款に基づく契約の検査の場合

## 検査員指名書

年　月　日

検査員氏名

技術監理室監理課監理検査担当課長

京都市上下水道局工事等検査要綱第5条に基づき、下記工事（委託業務）の検査員として指名する。

記

工事名（委託業務名）

工事場所（委託場所）

検査の種類

検査年月日　年　月　日

第3号様式（第7条関連）

## 検査日及び検査員通知書

年　月　日

様

技術監理室監理課監理検査担当課長

京都市上下水道局工事等検査要綱第7条第1項に基づき、下記のとおり通知します。

記

工事名（委託業務名）

工事場所（委託場所）

検査の種類

検査年月日　年　月　日

検査開始時刻　時　分から

検査員氏名

## 検査報告書

年　月　日

技術監理室監理課監理検査担当課長様

検査員

京都市上下水道局工事等検査要綱第11条第1項に基づき、検査の内容について、下記のとおり報告します。

記

工事名（委託業務名）

工事場所（委託場所）

検査の種類

契約年月日　年　月　日

契約番号　第　—　号

受注者名

請負代金額（委託料）　金　円

今回出来高額　金　円

検査年月日　年　月　日

検査内容

## 検査結果報告書

年　月　日

様

技術監理室監理課監理検査担当課長

京都市上下水道局工事等検査要綱第11条第2項に基づき、検査の結果について、下記のとおり報告します。

記

工事名（委託業務名）

工事場所（委託場所）

検査の種類

契約年月日　　年　月　日

契約番号　　第　　一　　号

受注者名

請負代金額（委託料）　　金　　円

今回出来高額　　金　　円

検査年月日　　金　　円

検査結果

## 検査結果通知書

年　月　日

様

京都市公営企業管理者上下水道局長

京都市上下水道局工事等検査要綱第11条第3項に基づき、貴社が受注した工事（業務委託）について、下記の通り検査結果を通知します。

記

工事名（委託業務名）	
工事場所（委託場所）	
検査の種類	
契約番号	第　　一　　号
契約年月日	年　月　日
工期（委託期間）	年　月　日～　年　月　日
請負代金額（委託料）	金　　円
検査年月日	年　月　日
検査結果	